

# 中央区立明石小学校いじめ防止基本方針

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

### 2 中央区立明石小学校いじめ防止基本方針策定の目的

本校では、いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進するため、本校のいじめ防止基本方針を策定した上で、その方針を踏まえた未然防止・早期発見・早期対応の取組を具体的に示し、全教員で共通理解を図ることでいじめを生まない学校の実現を目指す。

### 3 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) 児童が安全に安心して学校生活を送れるよう、学校全体で、いじめを生まない学校づくりを目指す。
- (2) 学校は、あらゆる教育活動を通じ、道徳教育と人権教育を充実させながら、児童の思いやりの心と自尊感情を育てるとともに、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。
- (3) 学校は、児童が主体となっていじめを生まない学校づくりを進める意識を育むとともに、自治的・自律的な活動を推進し、いじめの防止等に向けた主体的な取組が実践できるよう指導・支援する。
- (4) いじめは、どの児童、どの学級、どの学校にも起こりうるとの認識に立ち、学校は、教職員一人ひとりの意識と指導力を高め、組織的に対応する。また、いじめの防止等に向け、家庭や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- (5) 学校は、児童への定期的なアンケート調査、教育相談や個人面談の実施など、児童一人ひとりの実態把握に組織的に取り組むとともに、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう、その安全を確保し、周囲の児童が勇気をもっていじめに関する情報を発信できる体制を構築する。

## 第2 いじめ防止等の取組

### 1 「中央区立明石小学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、及び「中央区いじめ防止基本方針」に基づいて、本校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「中央区立明石小学校いじめ防止基本方針」として定める。

### 2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校では、法第22条の規定に基づき、校長・副校長・スクールカウンセラー・特別支援教育コーディネーター・その他校長が必要と認める教職員により構成される「学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止対策を推進する。

### 3 段階に応じた具体的な取組

#### (1) 未然防止のための取組

##### ア わかる授業づくり

児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる・できる・楽しい授業の実践に努める。

##### (ア) 学力向上プラン

学習力サポートテスト、全国学力・学習状況調査等の結果を生かし、児童の学習状況を分析するとともに、学力向上プランに基づいた授業改善を図る。

##### (イ) 授業研究の充実

計画的な発問、板書の工夫、問題解決的な学習の指導方法を通して教師の授業力を高める。

##### (ウ) O J Tの推進

授業力向上を目指して、若手や経験年数の浅い教員の指導力を高める。

##### イ 道徳教育・人権教育の充実

##### (ア) 道徳授業地区公開講座

道徳授業地区公開講座において道徳教育の専門家を講師に招き、保護者・地域の方々とともに学び、意見交換を行うことで、学校・家庭・地域が連携して道徳教育の充実を図ることの大切さを共有する。

##### (イ) 情報モラルの育成

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策として、情報モラル教育の指導を行う。また、4年生以上は携帯電話の安全な使用方法について専門家を招き、セーフティ教室を実施する。保護者やP T A活動を通して、保護者への意識付けと啓発を行い、保護者と連携した情報モラルの育成に取り組む。

##### (ウ) 人権教育の充実

自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度や相手を思いやる心など、学年に応じて育てていく。

##### ウ 学級経営の充実

##### (ア) 特別活動の充実

委員会、クラブ活動の年間計画作りや定期的な活動の振り返り活動を通して、児童が主体的に活動を展開できるように指導を工夫する。

##### (イ) 異学年交流の充実

縦割り班掃除・縦割り班地域清掃などを通して異学年の児童同士の交流を図る。

##### (ウ) O J Tの推進

ベテラン教員のいじめを許さない学級風土の醸成や健全な集団を形成する学級経営を若手教員が学べるように研修を進める。また、主任教諭が若手教員から、学級経営の悩みを聞き、指導、助言する。

#### (2) 早期発見のための取組

##### ア アンケート調査の実施

##### (ア) アンケートの実施時期

「ふれあい月間」に合わせて、いじめの早期発見につなげるためにアンケート調査を全学年で実施する。

##### (イ) アンケートの活用

アンケートの記述内容をもとに個別面談を行うとともに全職員が児童の様子を把握する。全教職員がその内容を共通理解し、見逃し、見過ごし、見ないふりのない指導を行う。

## イ 教育相談の実施

### (ア) スクールカウンセラーによる全員面接

スクールカウンセラーによる面接を5年生に対して全員行う。

### (イ) スクールカウンセラーによる相談の推進

スクールカウンセラーだよりにて相談日等の周知を行い、教育相談を推進する。

## ウ 家庭との連携

### (ア) 連絡帳等の活用

担任は、連絡帳や電話を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

### (イ) 個人面談の充実

個人面談期間を設け、保護者と共に児童の心の成長をみとり、保護者が気になることがあればすぐに相談できる体制を整える。

## エ いじめに関する教員研修の実施

### (ア) 人権教育プログラムの活用

人権教育プログラム等の資料を使って日々の指導を振り返り、いじめにつながる言動等がないように共通理解を確かなものにする。

### (イ) スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーと担任・専科教諭・主事との連携を密にして、多角的に児童を見守っていく中で情報交換を行い一人一人の児童理解を深める。

また、区、都のスクールカウンセラーからの助言を受けることで、教育相談や児童理解のあり方を確認する。

## (3) 早期対応のための取組

### ア 管理職への報告

教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、または、いじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。

### イ 学校いじめ対策委員会による組織的対応

校長は、速やかに「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめの事実の有無を確認するとともに、いじめ解決のための必要な措置を講じる。

### ウ 包括的な対応・指導等

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、「学校いじめ対策委員会」が中心となって対応を協議し、いじめをうけた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。

### エ いじめられた児童の安心・安全の確保

校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。

### オ 警察署との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察署の少年係と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 第3 重大事態への対処

#### 1 重大事態の発生と調査

##### (1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童の状況等、個々のケースに応じて対応する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったとの申し立てがあったときにも、適切に対応する。

##### (2) 調査の趣旨及び調査主体

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為の態様、背景事情、教職員の対応などの事実関係を調査するため、「学校いじめ対策委員会」による調査を行う。

##### (3) 調査結果の提供及び報告

学校は調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

学校又は教育委員会が、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について適切に情報提供する。